

かった高校生や大学生、社会人のケースなどでは、保護者や本人の障害受容はさらに困難になります。自己理解を進めるために、教育関係者がどのようなタイミングで、どのような説明をすればよいのかについて考えてみたいと思います。

(1)説明の際に留意しておくこと

学校から急に呼び出しを受けるとすれば、保護者や本人は身構えてしまうかもしれません。教師は日頃からできるだけ情報発信や、保護者や生徒と話し合う機会をもち、自分の考えや思いを伝えておくとうよいと思います。入学後早い時期に個別面接を全員に行っている学校や、学校生活アンケートを通して生徒全員の困り感を把握している学校もあります。学校公開日や保護者会などの機会を利用すると、保護者の精神的負担は少ないかもしれませんし、個人に焦点を当てた対応よりは、全体への働きかけを丁寧に行う姿勢が保護者の緊張を和らげます。

教師は、支援の必要性を告げられる保護者や本人の気持ちに思いを巡らせましょう。保護者の中には、これまで何度か我が子の発達に不安を抱き、そのことについて周囲からも指摘を受けてきた方がいることも推察されます。さらに、その指摘に著しく傷ついた経験をもっているかもしれません。本人も担任から度々注意されたり、友人から非難されたり、いじめを受けたり、自尊感情を低下させられるような経験をしてきているかもしれません。その結果、保護者や本人は今回もまた一方的に責められ、学校から見離されるのではないかと疑心暗鬼になっていることも考えられます。過去と決別し、新しい学校生活に希望を託して入学してきている場合もあるでしょう。以上のような保護者や本人の不安な気持ちを心に留めながら面談をしましょう。

説明の目的は、保護者や本人と、学校や関係機関とが協力関係を結び、本人の抱えているさまざまな困難を軽減すること、将来を見据えた支援に取り組むことができるような関係づくりです。保護者や本人と協力関係を結ぶためには相互の信頼関係が土台となります。まず、教師が心を開き、共感的、受動的な態度で事実を整理しながら、相互理解を図りたいものです。初回は相互理解を目的にこれまでの様子など話をゆっくり聴くだけ、関係づくりだけで終わってしまってもよいと思います。発達障害と決めつけてしまったり、こうすべきだと教師の考えを押しつけてしまったり、ゆっくり相手の話を聴こうとしない態度は、保護者や本人の心を閉ざしてしまいます。教師のカウンセリング・マインドに基づく対応は面談の基本です。保護者や本人の心情を正しく把握し、現段階でどこまでなら理解してもらえるのかを想定しながら、説明の仕方を調整しましょう。この調整は、知識、経験、感受性をベースにした教師の高度な専門性の一つと言えます(⇒ 保護者の視点から)。

説明の場は教師が内容を一方的に伝達するためではなく、保護者や本人が自分自身に向き合い、子ども理解や自己理解を深め、充実した学校生活になるように自ら動き出すことを支える機会にしたいものです。また、教師は日頃から福祉、医療など関係分野に関する知識や情報についても関心を持ち、収集しておくことが望まれます。青年期以降は、関係機関の利用について保護者だけが納得すればよいというわけにはいきません。他者からの評価に敏感になる青年期においては、周囲から「特別扱い」されることや精神科受診、内服に対する本人の抵抗感・拒否感が、特に生じやすいでしょう。本人の立場を尊重し、より充実した学校生活を送るためにどうすればよいのか、関係機関の種類や活用方法などを含め、教師が親身になって本人との対話を根気強く続ける以外にはありません。

支援そのものに対する拒否ではなく、支援方法に対する拒否の場合もありますので、本人が納得できる方法を一緒に考えることも解決の糸口になります。教師が本人の言葉に耳を傾け、その意向を尊重する姿勢はとても大切です。

(2)コンサルテーションの活用

特別支援教育が浸透してきた義務教育段階においても、保護者の理解が得られず支援が進まないことに悩んでいる教師は少なくありません。保護者や本人が特別な支援や専門機関の利用に抵抗感を抱く理由を考えてみましょう。特別な支援を受け入れることは障害を認めることになり、また、「特別扱い」が差別やいじめを引き起こすのではないかとといった不安が大きいです。小・中学校まではとくに発達上の問題を指摘さ

れず、高等学校で初めて問題が顕在化した場合には、保護者の驚きは無理のないことでしょうし、それが学校への不信感につながることもあります。本人に安定した学習の場を確保するためにも、学校側は保護者との関係づくりのための方策を積極的に検討しなければなりません。

保護者の同意が得られていない段階において支援を進めるためには、コンサルテーションの活用を推奨したいと思います(⇒事例集、事例②)。学校がコンサルテーションを求めることができるのは、教育システム「内」では、特別支援学校の地域支援部、教育委員会が組織している巡回相談や専門家チーム、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育システム「外」では、発達障害者支援センター、精神保健福祉センター、医療機関などです。

専門的なコンサルテーションを活用しながら、まずは本人に対する支援のあり方を見直しましょう。そして、本人が学校生活の中で新たに取組めるようになったことや解消・軽減した問題などについて、学校が取組んだ内容とその成果を保護者に報告できるとよいと思います。保護者や家族全体が深刻な問題を抱えている場合などもあり、一概には言えませんが、関わり方を工夫することで本人が過ごしやすくなり、学校生活に前向きに取り組めるようになること、あるいは学校が子どものために真剣に取り組んでくれていることが理解されれば、保護者が専門機関の活用について考え始めたり、学校からの助言や指導に理解を示してくれるようになるかもしれません。

教師の指導に関する助言だけでなく、保護者との関係改善や理解推進の方法も含めてコンサルテーションを求めることで早期の問題解決に結びつく場合がありますし、コンサルテーションを求めたことが契機になって専門機関が学校と保護者との仲介役となったり、支援検討会議の開催につながり、保護者の理解が得られるケースもあります。

生徒指導、教育活動、進路指導に向けてコンサルテーションを必要とするときに活用できる制度や機関を紹介します。以下、ニーズ・支援課題別に活用できる関係機関を例示しますが、自治体や地域によって名称や担当部署が異なることがあります。

①生徒・学生指導面や教育活動上の具体的な支援方法に関すること

- ・ 校内の特別支援教育コーディネーター
- ・ 特別支援学校(センター校的機能)による巡回相談などの地域支援
- ・ 教育委員会が派遣する専門家チーム
- ・ 中学校や前籍校

②特別な指導内容に関すること(自立活動・作業学習・自己理解など)

- ・ 特別支援学校の地域支援部

③「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」作成に関すること

- ・ 特別支援学校の地域支援部

④障害・発達特性や具体的な対応方法に関すること

- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 医療機関
- ・ 精神保健福祉センター

⑤就労に関すること

- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 地域障害者職業センター
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ ジョブカフェ
- ・ ハローワーク
- ・ 若者サポートステーション

⑥障害者手帳や福祉的サービスに関すること

- ・ 市区町村の福祉担当窓口、相談支援事業所など

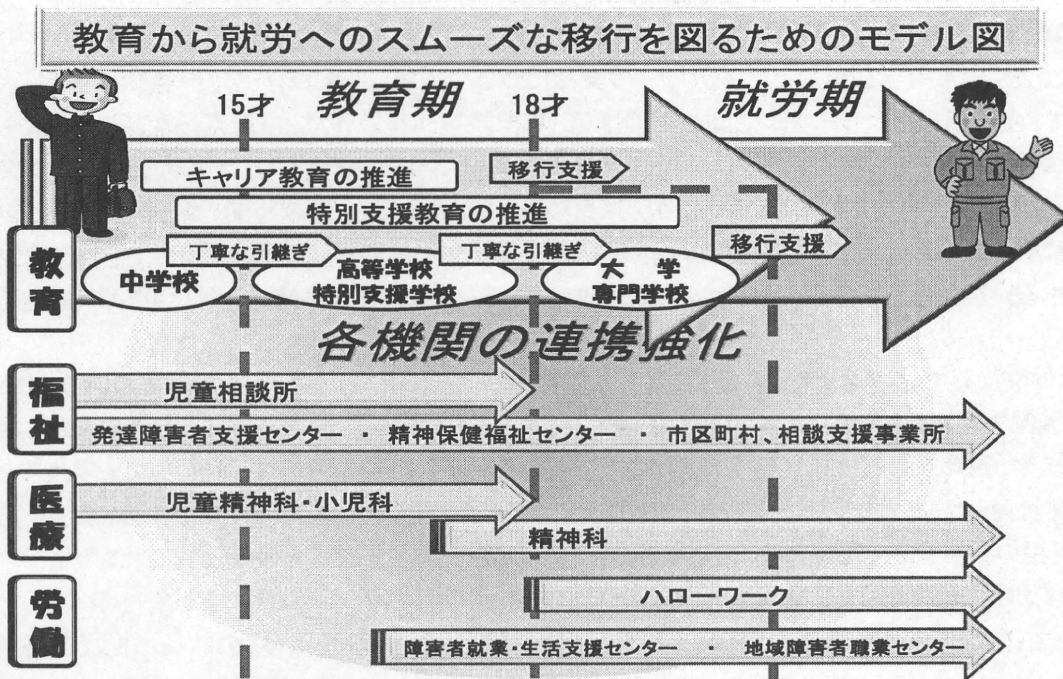


図1. 教育から就労への移行

(3) コンサルテーションの留意点

他機関にコンサルテーションを求める際には、生徒・学生や保護者個人を特定し得るような詳細な情報の伝達は控えるべきでしょう。また、コンサルテーションを受けた内容を実際の支援にどのように活用するかは、学校が自らの責任において判断することです。他機関からコンサルテーションを受けたことを保護者に伝える場合にも、慎重な配慮が必要でしょう(⇒ ㊦ ネットワーク支援の概念整理、㊧ 保護者の視点から)。

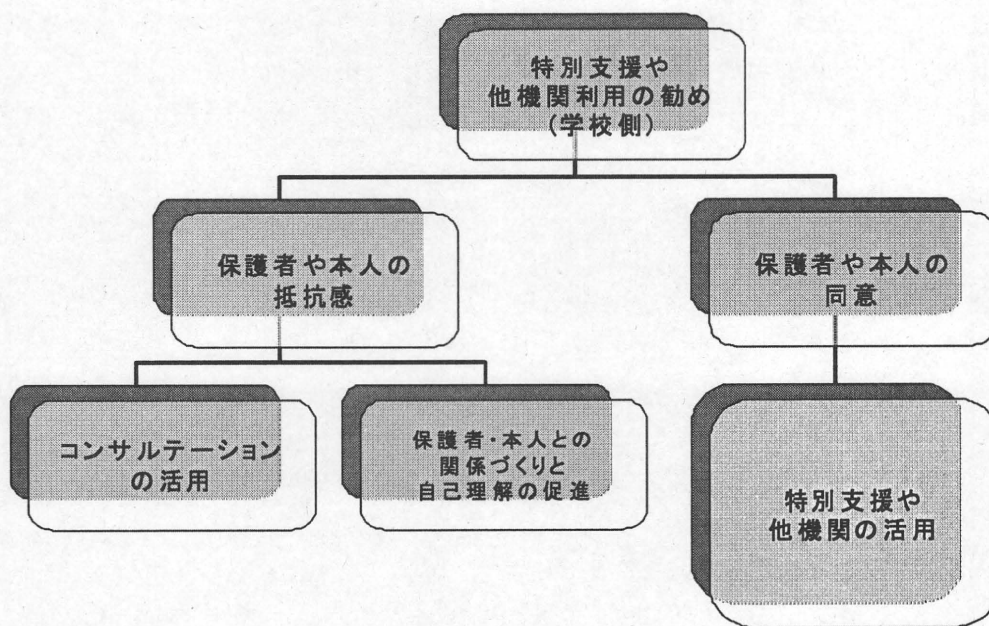


図2. 特別支援や他機関の利用までのプロセスとコンサルテーションの活用

7. 大学の現状とネットワーク支援について

ここまで、おもに高等学校におけるネットワーク支援について説明してきましたが、発達障害者が、大学生活において、履修手続きやサークル活動の人間関係、専門課程や卒論作成、就職活動などの場面で初めて困難に直面する場合があります。大学には特別支援教育の制度はありませんし、一部の先進的な大学を除けば、まだ、発達障害をもつ学生がいるという認識自体も乏しいようです。試験時間の延長や別室受験など、入試の際に利用できるサービスも整えられてはきましたが、すでに診断を受けている場合でも、そのことを大学に開示する受験生はまだ少数のようです。また、未診断のまま大学生活を始める学生も多いものと思われます。

ただし、個々にみていけば、支援を必要としている学生の存在に気づいている指導教官もいますし、学生相談室や保健管理センターを中心に支援を広げていこうとする動きもあります。また、高等学校から大学への移行支援や、進学を目標にして支援を続けてきた援助者にとって最もアクセスしやすいのも学生支援センターや保健管理センターであろうと思われます。これらがうまく機能して、本人への支援の他、家族、指導教官、就職支援の担当者、外部の医療・相談機関などとの連絡・調整役を担ってくれるかもしれません。

先駆的な大学では、学生支援センターによる教材作成支援や学生ボランティアによるノートテイクなどの支援も始まっていますが、大学を含むネットワーク支援の課題としては、まずは多くの教員に支援の必要な学生がいることを知ってもらうこと、支援を必要とする学生に気づいてもらうこと、専門的な支援者に協力を求めることの有用性を知ってもらうこと、などを指摘しておきたいと思います(⇒ ㊦ 発達障害者支援センターと福祉サービス、㊦ 事例集、事例④⑤)。

10 触法事例の地域移行および地域定着に向けたネットワーク支援

1. 罪を犯した発達障害者に適用される法体系と地域移行・地域定着支援の関係

発達障害者が罪を犯した場合に適用される法律は、犯罪の内容、その人の年齢、法的責任能力や精神及び行動の障害の程度等によって異なります。適用される法律としては、①「刑法」、②「少年法」、③「児童福祉法」、④「心神喪失者等医療観察法」、⑤「精神保健福祉法」があり、「刑法」が適用された場合、その人は刑法犯として一般刑務所、少年刑務所または医療刑務所への収監、保護観察が付かない刑の執行猶予、保護観察付きの刑の執行猶予、起訴猶予のいずれかになり、「少年法」が適用されると、家庭裁判所による少年院送致、児童自立支援施設または児童養護施設送致、保護観察、児童相談所への送致のいずれかになります。14歳未満の少年の犯罪の場合は、「児童福祉法」が適用され、児童相談所による児童自立支援施設等への措置、家庭裁判所への送致等がとられます。また、「心神喪失者等医療観察法」が適用されると指定入院医療機関への入院、または指定通院医療機関への通院となり、「精神保健福祉法」が適用された場合は、精神科病院への措置入院、あるいは措置入院非該当となり保健所を中心とした通常精神保健福祉システムでのフォローアップへとつながることになります。

これらの5つの法律は、それぞれ、「刑法」は犯罪者の処罰と矯正・更生保護、「少年法」は犯罪少年(罪を犯した14歳以上20歳未満の少年)および触法少年(14歳に満たないで、刑罰法令に触れる行為をした少年)の保護と矯正教育、「児童福祉法」は児童の保護と児童の福祉の推進、そして、「心神喪失者等医療観察法」と「精神保健福祉法」は精神障害者の医療と保健及び社会復帰の促進と、その目的や法が定める制度が違うため、その後の社会復帰や地域移行に関する地域のネットワーク支援体制は異なってきます。

「刑法」と「少年法」は処罰または矯正・更生保護を主たる目的としていますので、福祉的支援や医療保健面での支援が重視されていないのが実情です。刑務所を満期釈放、あるいは少年院を満期退院となった場合、本人が自主的に支援を求めない限り障害福祉サービスや医療サービスにつながることはありませんし、仮釈放や仮退院の場合は保護観察が付き社会復帰への支援は継続されますが、保護観察所・保護司と福祉や医療との連携はまだ不十分です。刑務所を釈放になった人、少年院を出た少年、刑の執行猶予や起訴猶予となった人で、社会生活上の問題があるなどの理由で保護が必要な人の社会復帰の支援を行う“更生保護施設”という法務省所管の入所施設もありますが、福祉的支援や医療との連携に関してはさらなる強化が必要です。保護観察が付いていない執行猶予や起訴猶予となった場合、本人自らが希望すれば同施設の利用は可能ですが、実際にはそのような人はほとんどおらず、結局、必要な支援を受けることなく再犯を繰り返してしまうという人も少なくありません。

「児童福祉法」は基本的には18歳未満の児童を対象とした法律であるため、青年期の発達障害者に対する地域移行や就労支援に利用できる法定制度はほとんどないというのが実情です。同法には、18歳未満の犯罪少年、触法少年および虞犯少年(罪を犯し又は触法行為をするおそれがある少年)を入所措置する“児童自立支援施設”がありますが、実際には小中学生の入所者がほとんどであり、同施設での支援の中心は、性格・行動の改善と家庭生活や学校への再適応、中卒後の就職や高等学校進学に向けての支援となっています。同施設には嘱託若しくは常勤の精神科医が配置されており、入所中に薬物療法等を受けることとなった児童については、退所後に地域の精神保健福祉システムにつながることはありますが、これも限定的なものになります。

「心神喪失者等医療観察法」および「精神保健福祉法」が適用された場合は、いずれも入り口が精神科医療でありますので、最終的には通常地域精神保健福祉システムにつながるようになってはいますが、いずれも統合失調症への支援を中心として出来上がったシステムであり、医療機関も精神障害者への支援を得意とする障害福祉サービス事業所も発達障害者に対する支援の経験が少ないという問題があります。

2. 罪を犯した発達障害者の地域移行・地域定着支援に関わる社会資源の現状

罪を犯した発達障害者の多くは、本人や周囲の人々が、その対人関係やコミュニケーションに関する障害

を認知できていないために、社会的に不適應を起こしても適切な支援が受けられず、その悪循環を繰り返した結果犯罪行為に至っています。

彼らの支援に関わる関係機関としては、法務省所管の裁判所、刑務所、少年院、保護観察所、更生保護施設などがあり、厚生労働省所管の機関として、障害福祉サービス事業所、障害者職業支援機関、発達障害者支援センター、保健所、精神保健福祉センター、医療機関などがあります。法務省所管の機関においては、これまで障害福祉施策には重点がおかれておらず、とりわけ発達障害に関しては十分な理解がなされていないのが現状で、一方、厚生労働省所管の機関においても、発達障害者の支援や触法障害者の支援には極めて消極的であったと言わざるを得ません。

このような中、近年、累犯犯罪者の中に、障害福祉サービスを受けていない知的障害者や精神障害者が数多く含まれていることが明らかになり、平成 18～20 年度の厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(研究代表者:田島良昭)において、法務サイド(矯正・更生保護)と厚生労働サイド(福祉)との連携や、法の狭間への対策が議論されるに至りました。同研究の成果として、平成 21 年度より、法務サイドでは、刑務所や更生保護施設に社会福祉士等の専門職の配置、社会福祉士等の資格を有する保護観察官の配置など福祉ニーズに応えるための体制づくりが開始され、厚生労働省サイドでは、新たに「矯正施設退所者の地域生活定着支援事業」が創設されました。同事業は、刑務所や少年院を出た障害者等を支援する専門の機関である“地域生活定着支援センター”を 47 都道府県に 1 か所ずつ整備するもので、平成 22 年 12 月現在、38 道府県で整備済みとなっています。

3. 罪を犯した発達障害者を支援する地域のネットワークが目指す方向性

罪を犯した発達障害者の地域移行・地域定着支援に関しては、適用された法律により、2つの類型に大別することができます。

ひとつは、「刑法」、「少年法」、および「児童福祉法」が適用された場合で、支援の中心は、矯正・更生保護や性格・行動改善となっており、刑務所や少年院、あるいは児童自立支援施設を出た後の地域移行・地域定着支援が目標となります。

もうひとつは、「心神喪失者等医療観察法」および「精神保健福祉法」が適用された場合で、精神科医療の継続と障害者福祉サービスの利用を中心とした支援が提供され、病院退院後の地域移行・地域定着支援が目標となります。

前者は、障害福祉サービスや医療・保健サービスの利用に関して、十分な支援がなされておらず、障害福祉サービス事業所、障害者職業支援機関、発達障害者支援センター、保健所、精神保健福祉センター、医療機関等との連携の強化が当面の課題と言えます。

刑務所や少年院を出た人の場合、ケースマネジメントの中心となる機関として、新しく制度化された“地域生活定着支援センター”に大きな期待が寄せられています。同センターが中心となり、保護観察所、保護司や更生保護施設と発達障害者支援センターや障害福祉サービス事業所、あるいは医療機関等による地域の支援ネットワークが構築されることが待たれるところです。ただし、同センターは創設されたばかりの機関であることに加え、運営主体も自治体によって様々ですので、関係機関の積極的な協力なしには、地域の支援ネットワークは構築できません。特に、精神保健や医療との連携の経験が少ない運営主体もありますので、保健所や精神保健福祉センターには、より積極的な協力が望まれるところです。さらに、保護観察所や更生保護施設においては、福祉の専門家の配置は開始されていますが、医療や保健に関する専門家の支援についてもニーズが高く、特に精神保健の専門家や精神科医師の協力を熱望しているところが多いので、ここにも保健所、精神保健福祉センターの役割が大いにあると思われます。

また、児童自立支援施設を退所した少年については、18 歳を超える時点で、ケースマネジメントの中心が児童相談所や児童自立支援施設から精神保健福祉センターや発達障害者支援センターにスムーズにひきつがれる体制を構築することが大きな課題です。全国的に見ると、連携がうまく行っているところはまだまだ少ないようですが、児童相談所と精神保健福祉センターは同じ自治体の出先機関でありますし、ほとんどの

児童自立支援施設は自治体立の施設ですので、互いが主体性をもって連携をすすめることが責務と言えるでしょう。

次に、後者の「心神喪失者等医療観察法」および「精神保健福祉法」が適用された場合ですが、一番の問題は、関係機関において発達障害者の支援の経験が少ないということです。ただ近年、精神科医療機関において発達障害者の治療や支援に関わる場面は増えているのが現状ですので、医療機関はより積極的に関係機関との連携に力を入れる必要があるでしょう。特に、地域の発達障害者支援センターと精神科医療機関との連携が充分でないところも少なくないので、事例の経験を重ねながら互いに積極的な協力体制を構築することが望まれます。

また「心神喪失者等医療観察法」の適用事例においては、社会復帰調整官も配置され医療機関の職員配置も厚いので、ケースマネジメントにおける利用者本人のセルフケアの向上を目指した支援に加えて、地域ケアシステムの強化にも力を注げる可能性があると思われます。発達障害者事例については、事例への支援を通じて地域の支援ネットワーク構築を目指すことを目的に、より幅広く関係者へ協力を要請するという試みも有効なのかもしれません。

<ネットワーク支援の実践例>

11 事例集の意義と倫理的配慮について

この章では、ネットワーク支援の実践例を紹介します。それぞれの事例を通してネットワーク支援の実際をイメージしやすくなること、また、それぞれの支援機関の役割と、移行、協働においてコーディネーターの役割を果たしているのは誰かを明らかにすることに留意しました。また、全国の発達障害者支援センターと精神保健福祉センターから収集したネットワーク支援の実践例(近藤ら、2009)の中から、典型的と思われる支援ネットワークのパターンや、紹介することに意義があると考えた実践例の一部を事例集の中に挿入しました。

事例集の作成における倫理的な配慮として、個人情報情報を消去、修正すると同時に、多くの事例を組み合わせてひとつの事例として再構成しました。したがって、ここに掲載するのは実在しない架空の事例です。また、取り上げられた機関の名称や機能は、自治体や地域によって異なる場合があることにご留意ください(事例集の編集責任は近藤、塚本)。

12 事例集

- 事例① 高等学校における支援例
- 事例② 中学校、高等学校から就職までの支援例
- 事例③ 高校生活の支援から福祉的就労までの支援例
- 事例④ 大学における支援例
- 事例⑤ 就労支援(1)
- 事例⑥ 就労支援(2)
- その他、就労支援に関するネットワーク支援
- 事例⑦ 生活支援(1)
- 事例⑧ 生活支援(2)
- 事例⑨ 生活支援と就労支援
- その他、生活支援に関するネットワーク支援
- 事例⑩ 入院治療からの地域移行支援(1)
- 事例⑪ 入院治療からの地域移行支援(2)
- 事例⑫ 入院治療からの地域移行支援(3)
- 事例⑬ 集団への不適応から就労までの支援

事例① 高等学校における支援例

【相談時年齢】16歳

【性別】男性

【主訴】クラスメイトとのトラブルが絶えない

I 事例の概要

小学校5年生のときにアスペルガー障害の診断を受けた。学力は高く、雑学的な知識を豊富にもっていたが、場の雰囲気を読むこと、相手の気持ちを察することが極端に苦手で、一方的で唐突な言動や、集団で取り組む活動や全校集会への参加を頑なに拒否することなどかた、周囲から浮いてしまうことが多かった。それでも、そのような特性を理解し、他のクラスメイトとの関係を仲介してくれる友だちもいた。小・中学校では、特別支援学校からの巡回相談やスクールカウンセラーを活用するなどして本児への対応やクラス運営を検討し、普通学級で対応してきた。難関校である全日制普通高等学校に合格を果たし、おもな支援機関が高等学校に移行することになったため、新たなネットワーク支援の形成が課題になった。

II 高等学校におけるネットワーク支援

合格発表後、すぐに保護者と中学校の担任が高等学校を訪問した。障害について説明し、支援の引き継ぎを依頼したが、高等学校では発達障害に関する知識や経験が乏しかったこともあり、十分な対応ができないまま、本人とクラスメイトとの間で頻発するトラブルや、クラスメイトからの苦情に担任が苦慮するようになった。本人は周囲からいじめを受けていると感じており、被害感を強めているようであった。

高等学校では、「高等学校の特別支援教育」をテーマにした管理職研修の内容を参考に、校長を中心とする校内委員会や学校全体で対応することと、他機関との連携についても検討することになった。まずは、出身中学校と連絡を取り、中学時代の様子や対応方法について、もう一度、詳細な引継ぎを依頼し、特別支援学校からの巡回相談員とスクールカウンセラーからもコンサルテーションを受けることとした。

中学校からの引き継ぎを参考に、高等学校でも友人関係の調整に取り組むことになった。クラスメイトのうち、本人の立場を尊重してくれる生徒と、対照的に本人の言動を強く批判する生徒に対して、担任ができるだけ多く話し合いの機会をもつことを心がけた。本人に対しては、強い叱責を控え、トラブルになった状況をよく聴き、より適応的な言動を指導するようにした。

巡回相談員からは、早い時期から高等学校卒業に向けた支援に取り組む必要性と、発達障害者支援センターとの協働を助言され、まずは教職員全員がアスペルガー障害について学ぶための校内研修を企画し、発達障害者支援センターに講師派遣を依頼することにした。また、スクールカウンセラーは、本人との面接において、クラスでのトラブルのたびにフラッシュバックが生じていることを把握したため、総合病院の思春期外来を紹介した。薬物療法と発達障害者支援センターでのカウンセリングにより、被害感やフラッシュバックが少しずつ軽減してきた。また、本人は担任を信頼しており、素直に指導を受け入れるようになってきた。担任の仲介によって、本人を受け入れてくれるクラスメイトが増えたことも被害感の軽減につながったようである。

全経過をとおして、本人は初めての場所や新しい出会いが極端に苦手であり、他機関の紹介や移行の際には、紹介先の担当者に依頼して、面接に同席してもらうようにした。それまでは他機関を利用する際に情緒不安定になり、不穏状態やフラッシュバックを起こすことがあり、過去の出来事を想起して改めて被害感を募らせ、以前のクラスメイトを追い回したりすることもあったが、援助者がこの方法を見出してからは、穏やかに他機関を利用できるようになった。

関係機関と支援内容

(1) 中学校

- ①「個別の教育支援計画」の引き継ぎ

(2) 高等学校

- ①スクールカウンセラーによる本人との相談面接
- ②精神科医療機関の紹介
- ③友人関係の仲介と本人への丁寧な指導
- ④校内研修会など、学校全体での取り組み

(3) 特別支援学校の巡回相談員

- ①個別の教育支援計画や指導計画作成のためのコンサルテーション
- ②関係機関との連携に関する助言

(4) 発達障害者支援センター

- ①本人とのカウンセリング
- ②校内研修の講師
- ③継続的なネットワーク支援の調整・コーディネート

(5) 医療機関との連携

- ①被害感やフラッシュバックに対する薬物療法

事例② 中学校、高等学校から就職までの支援例

【相談時年齢】14歳

【性別】男性

【主訴】学校不応

I 事例の概要

乳幼児期から、言語発達の遅れの他、対人関係の苦手さ、興味の偏りなどの発達的特徴が認められていたが、母親が慢性疾患を抱えていたことなど、家族機能が弱く、継続的な相談や受診の機会がなかった。中学校に進学して間もなく、父の転勤に伴って転校することになったが、小学校からの申し送りが転校先まで届かず、転校先でトラブルが頻発した。特別支援教育コーディネーターが、独特の解釈や唐突な言動、パニック、かんしゃくなどから生じているトラブルであることに気づき、校内の環境調整、発達障害者支援センターへの紹介、高等学校への移行支援を行った。高等学校、発達障害者支援センター、ハローワークが協働し、卒業と同時に一般企業の障害者雇用に結びついた。

II 中学校・高等学校・就職先での適応を図るネットワーク支援

1. 事例化から高等学校入学・卒業・就職までの経過

転入した中学校の校内会議でトラブルの多い生徒として話題になったことから、特別支援教育コーディネーターが担任や部活動の顧問などから本人の様子を詳しく聴取した。また、母親から発達歴や家庭での様子を聴き取り、発達障害者支援センターへの相談を勧めたが、家族の相談動機は低く、相談には至らなかった。特別支援教育コーディネーターは、発達障害者支援センターにコンサルテーションを求め、校内での関わり方や役割分担などの環境調整を進めるよう手配した。養護教諭とスクールカウンセラーとの定期的な面接を設定したことで、いづらか落ち着きがみられるようになった。担任が学校生活の様子や支援の経過を家族に伝えながら、発達障害者支援センターへの相談を促した。2年生の冬休みになって、担任と特別支援教育コーディネーターが同行し、ようやく本人と両親が発達障害者支援センターを訪れた。発達障害者支援センターでは中学校へのコンサルテーションを継続する一方、認知・発達像を評価し、確定診断を目的に医療機関への受診を手配した。アスペルガー障害と診断されたが、父親の不在や母親の病状悪化もあって、本人への告知は延期された。

3年生になってからは、家族、本人との継続的な個別相談と並行して、特別支援教育コーディネーターが中心となり、定期的に関係者会議を開いた。会議では、将来の自立を考慮した高等学校進学がおもなテーマになった。特別支援教育コーディネーターは、就労のイメージが明確で職業選択しやすいことを優先して、実業高等学校への進学を勧めてみてはどうかと担任にアドバイスした。本人は、興味のある自動車や鉄道に関係した仕事に就くために、以前から実業高等学校への進学を考えていたようで、担任から支持されたことで学習意欲を高め、志望校に合格することができた。進学先の高等学校は規律の厳しい学校であったため、スムーズな移行と新しい環境への適応を図るために、進学先の高等学校に呼びかけ、支援検討会議を開いた。

高等学校入学後も、中学校と同様に、定期的にスクールカウンセラーや養護教諭との面接を設定したことから、落ち着いて過ごすことができた。発達障害者支援センターの面接では、生活面や対人関係についての相談・助言と併せて、卒業後の進路を話題にした。高等学校1年生の夏休みには、『働いて収入を得ること』をイメージするために、特別支援学校と民間支援団体が共催する就労体験会に参加した。2年生からは、高等学校では進路相談を進め、発達障害者支援センターでも、『自立した生活を送るには…』をテーマに面接

を継続した。

3年生になると、本人が周囲との違和感を訴えるようになったため、本人への告知も検討されたが、両親が決心できないまま一般枠での求職活動が始まった。本人が会社訪問などで社会性の未熟さを自覚したこと、周囲との違和感をさらに強く感じるようになったことなどから、両親と医療機関の同意のもとに、発達障害者支援センターで本人に告知、認知・発達特性について説明した。その後も、しばらくは一般枠での就職に執着していたが、自己理解が深まったことで、障害者手帳を取得することになり、ハローワークの紹介で一般企業の障害者雇用に結びついた。

高等学校の特別支援教育コーディネーター、ハローワーク、発達障害者支援センターの担当者が就職先を訪問し、本人の学校生活や関わり方のポイントなどを伝えた。就職先では、本人の特性に合った部署への配属や、発達障害者支援センターへの定期的な通所などについて配慮してもらえることになり、現在までとくに問題なく就業している。

2. 関係機関と支援内容

(1) 中学校

- ① 定期的な相談枠を設け、本人が落ち着いて話せる場所を確保する
- ② 本人に対して出来事の文脈や周囲の反応の意味を説明する、友人関係の調整・仲介
- ③ 両親への報告と相談機関についてのガイダンス
- ④ ネットワークの調整・コーディネーション

(2) 高等学校

- ① スクールカウンセラーと養護教諭による定期的な面接
- ② 本人に対して出来事の文脈や周囲の反応の意味を説明する、友人関係の調整・仲介
- ③ 就職活動の支援と就職先への移行支援
- ④ ネットワークの調整・コーディネーション

(3) 発達障害者支援センター

- ① 中学校、高等学校へのコンサルテーション
- ② 発達特性の理解を目的とした本人・家族との面接
- ③ 就労や自立生活のイメージ形成を目的にした本人との面接と SST
- ④ 告知と本人・両親への心理的サポート
- ⑤ 精神保健福祉手帳の活用についてガイダンス
- ⑥ 関係機関のコーディネーション
- ⑦ 就職先への情報伝達

(4) 精神科医療機関

- ① 確定診断と両親への告知
- ② 精神保健福祉手帳取得のための診断書作成

(5) ハローワーク

- ① 就職情報の提供
- ② 内定先への情報伝達

事例③ 高校生活の支援から福祉的就労までの支援例

【相談時年齢】16歳

【性別】男性

【主訴】学校不適應

I 事例の概要

乳幼児期から、言語発達の遅れの他、呼んでも振り向かない、回転椅子を回す遊びに没頭するなどの発達の特徴が認められていたが、転勤・転居が重なり、継続的な相談や診断を受ける機会を逸していた。小・中学生の頃は、からかいやいじめの対象になることが多く、そのため対人関係では被害的になりやすかった。中学校の同級生のいない高等学校を希望して進学したが、入学して間もなく、友達からの誘いを攻撃と勘違いして被害感から不登校になったことから、外部機関での相談を勧められた。

高等学校での適応を図るために、高等学校、発達障害者支援センター、精神科病院などが協働して卒業に至った。高等学校2年生時からは、卒業後の進路決定に向けて話し合うことや、3年生では、具体的な就職・就労のイメージを持てるように求職活動に取り組んだ。卒業と同時に地域障害者職業センターを利用することになり、自己理解を深めることで障害者手帳を取得して就労支援サービスを受けることになり、主たる支援機関が相談支援事業所に移行した。

II 学校への適応を図るネットワーク支援

1. 事例化から高等学校卒業までの経過

高等学校の養護教諭が、母親から幼児期の発達歴を聴取するなどして、発達障害者支援センターへの相談を勧めた。発達障害者支援センターでは、発達像を評価し、環境調整を目的とした高等学校へのコンサルテーションと、本人・家族への個別相談を継続していたが、経過中に、対人関係で被害的、抑うつ的になったことから、発達障害者支援センターの担当者が精神科病院の児童精神科医を紹介して、薬物治療が開始された。これにより、抑うつ感が軽減し、担任や養護教諭などのサポートを受けながら高等学校を卒業することができた。

2. 関係機関と支援内容

(1) 発達障害者支援センター

- ①両親への心理教育と教師へのコンサルテーション
- ②本人の気分や感情の言語化を促す、出来事の文脈や周囲の反応の意味を理解することなどを目的にした個別心理面接に導入
- ③本人へのSST
- ④ネットワークの調整・コーディネーション

(2) 高等学校

- ①サポートルームを設け、本人が落ち着いて過ごせる場所を確保する
- ②級友への説明会を開催し、大きな音や突然触れられることが苦手なことなどを説明
- ③補習授業などの学習支援
- ④本人に対して出来事の文脈や周囲の反応の意味を説明する、友人関係の調整・仲介

(3) 精神科病院

- ①確定診断と両親への告知
- ②被害感・抑うつ感に対する薬物療法

Ⅲ 就労準備のためのネットワーク支援

1. 高等学校卒業から就労訓練までの経過

高等学校2年生時から、高等学校での進路相談と併せて発達障害者支援センターにおいても、『働くこと』を面接の中で話し合う機会を設け、3年の夏には、福祉施設のボランティア活動を体験した。秋からは、ハローワークで求職活動をしたが、就職・就労の具体的なイメージがもてないことから、職業選択ができなかった。また、履歴書の作成や、ハローワークでの相談手続きなどを通して、自らの社会的技能の苦手さを実感したことから、就職・就労を実現するためには何らかの支援が必要であると本人が考えるようになり、高等学校卒業と同時に、地域障害者職業センターに相談することになった。そこで、職業能力評価を受け、就労前準備支援プログラムなどを体験してから、再度求職活動をし、数社の採用試験を受けたものの、不採用となり、本人と関係機関の担当者との話し合いの結果、就労体験を積んでから就職を目指すこと、障害者雇用での就職を目指すことになった。この時点で本人の納得の下に、精神障害者福祉手帳を申請することとなり、相談支援事業所への相談につながった。

2. 関係機関と支援内容

(1) 発達障害者支援センター

① 就労支援機関への移行支援

本人に対して他機関についての情報提供と利用方法の説明

紹介先の担当者に対して事前に紹介目的と本人への関わり方のポイントを説明

② 個別心理面接を継続

③ 関係機関への助言・コンサルテーション

④ 関係機関の情報収集とコーディネート

(2) 地域障害者職業センター

① 職業相談と各種検査による職業評価

② 職業準備支援として講習会や事業所見学、事業所での作業体験

③ ジョブコーチによる職場適応支援

(3) 相談支援事業所

① 精神保健福祉手帳の活用についてガイダンス

② ネットワークの調整・コーディネート

(4) ハローワーク

① 就職情報の提供

(5) 精神科病院

① 薬物療法

② 本人への障害告知

③ 精神保健福祉手帳取得のための診断書作成

(6) 地域のカルチャークラブ

① 写真倶楽部での活動を楽しむ

事例④ 大学における支援例

【相談時年齢】22 歳

【性別】男性

【主訴】対人関係や就職が難しい

I 事例の概要

幼児期から、特定のおもちゃや難しい漢字にしか興味を持たない、同じフレーズを繰り返すなどの発達的特徴が認められていたが、両親ともにその特徴を「うちの子は天才」と自慢し、発達上の問題としては捉えていなかった。3 歳児健診で発達の偏りを指摘されたものの両親は納得できず、専門機関に相談することもなかった。小・中学校では、特定の友達はおらず、休み時間は一人で本を読んで過ごすことが多かった。公立高等学校に進学したが、この頃より情緒的な不安定さが表れ始め、体操服が見当たらないことを嫌がらせだと思込み、下級生を後ろから突き飛ばすという出来事も起きた。

大学に進学したが、対人的な交流はさらに減り、ほとんどの時間を読書や小説の執筆に費やした。ゼミでは、他者と協力して資料を収集することや発表することができず、孤立していた。深夜までネットサーフィンをして朝起きられず、欠席や遅刻が続いたうえ、英語は特に不得意で、3 年生になっても単位がとれなかった。一度だけアルバイトを経験したが、指示が理解できないことや周囲とのコミュニケーションがとれず、一週間でやめてしまった。3 年生の後半から就職活動に取り組んだが、とくに面接がうまくいかないため、次第にふさぎこむようになり、部屋から2～3日出てこないこともあった。

この時期、母親が抑うつ状態となり、精神科クリニックに通院するようになった。母親がクリニックで息子について相談したところ、主治医から発達障害の可能性を指摘され、発達障害者支援センターへの相談を勧められたことから、母親が本人を説得し、発達障害者支援センターにつながった。

II 大学での修学支援と適応を図るネットワーク支援

1. 診断から大学卒業までの経過

発達障害者支援センターでは認知・発達像を評価し、本人・家族への個別相談と大学へのコンサルテーションを継続した。また、本人の被害感と抑うつが強かったことから、発達障害に詳しい精神科クリニックを紹介し、認知行動療法的なカウンセリングと薬物療法を受けることになった。修学環境が整備されたことや抑うつが軽減したこと、大学での履修ガイダンスやキャリア支援などによって、就職活動を進めながら卒業を迎えることができた。

2. 関係機関と支援内容

(1) 発達障害者支援センター

- ①本人・家族との面接と大学担当者へのコンサルテーション
- ②ネットワークの調整・コーディネート

(2) 大学

- ①学生相談室のピアチューターによる支援
- ②履修ガイダンス
- ③キャリア支援センター(大学内の進路・就職相談支援支援室)でのキャリア学習

(3) 精神科クリニック

- ①確定診断と本人・家族への告知

- ②被害感・抑うつ感に対する薬物療法
- ③認知行動療法的なカウンセリング

Ⅲ 就労準備のためのネットワーク支援

1. 就労までの経過

3年生の後半から、手当たり次第に応募し、面接を受けていたが、高飛車なことを言うてしまう、面接者と視線を合わせることができないなどの失敗を繰り返し、次第に就職に対する意欲も低下していった。発達障害者支援センターでは面接に SST を取り入れると同時に、障害者職業センターを紹介し、職業能力評価の結果に基づいてハローワークの若年コミュニケーション能力要援助者就職プログラムを体験することになった。また、発達障害者支援センターから自治体の障害福祉課に紹介され、保健師の手配で、障害者地域自立支援ネットワーク事業によるケース検討会が開催された。本人と家族の他、大学の学生相談員と指導教員、ハローワークと発達障害者支援センターの担当者、精神科クリニックの心理士が、就職に向けた取り組みについて話し合った。就職までの道筋が示され、関係者の協力的な姿勢にも後押しされたようで、本人は障害者手帳を取得し、再び就職活動に取り組むようになった。障害者雇用制度を活用した就職が決まり、ジョブコーチの支援を受けながら、安定した就労に結びついた。

2. 関係機関と支援内容

(1) 発達障害者支援センター

- ①地域障害者職業センターへの移行支援
- ②個別心理面接の継続
- ③関係機関へのコンサルテーションとコーディネーション

(2) 地域障害者職業センター

- ①職業相談と各種検査による職業評価
- ②職業準備支援として講習会や事業所見学、事業所での作業体験
- ③ジョブコーチによる職場適応支援

(3) ハローワーク

- ①就職情報の提供
- ②相談窓口での相談支援
- ③若年コミュニケーション能力要援助者就職プログラムへの参加

(4) 精神科クリニック

- ①薬物療法
- ②本人へのカウンセリング・認知行動療法
- ③手帳取得のための診断書作成

(5) 自治体の障害福祉課

- ①障害者地域自立支援ネットワーク事業によるケース検討会の開催

事例⑤ 就労支援(1)

【相談時年齢】23歳

【性別】男性

【主訴】就職したい

I 事例の概要

大学在学中、インターンシップやアルバイト、サークル活動などの対人関係に対処できず、不適応を繰り返したことから不安感や焦燥感が高まり、ひきこもりがちになった。大学内の学生支援センターの支援を受けて卒業できる見通しが立ったが、就職活動には手がつかなかった。学生支援センターから若者サポートステーションや医療機関に紹介され、その後、本人が「自分は発達障害ではないか」と考えるようになったことから、発達障害者支援センターも利用することになった。

家族は本人が発達障害をもつことを受け止められず、一般就労を望んでいたため、発達障害者支援センターでは認知・発達特性について、地域障害者職業センターでは職業能力評価を通して、本人と家族が具体的な就労のイメージを共有できるようにはたらきかけた。こうした経過を経て、家族も就労支援サービスの必要性を理解するようになり、主たる支援機関が障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所に移行した。

II 就労支援を図るネットワーク支援

1. 事例化から訓練までの経過

学生支援センターの担当者が手厚い就労支援の必要性を感じ、在学中から若者サポートステーションの活用を勧めた。また、学生支援センターの臨床心理士が本人との面接で抑うつ状態であることに気づき、精神科医療機関を紹介した。医療機関で薬物療法を受け、抑うつ状態がいくらか軽減してきた頃、本人が「自分は発達障害ではないか」と考えるようになったことから、併せて発達障害者支援センターにも紹介することになった。

発達障害者支援センターでは認知・発達特性を評価し、本人・家族への個別相談を継続した。家族は、本人が抑うつ状態のために精神科治療を必要としていることは納得していたが、発達障害であることに対しては根強い抵抗感を抱いており、一般就労の期待が高かったため、知能検査や面接を通して認知・発達特性について理解できるようにはたらきかけた。また、地域障害者職業センターで職業能力評価を受けることを勧め、これによって、本人と家族が具体的な就労のイメージを共有できるようになった。家族は、本人とともにこれらの相談機関を利用し、予約や電話連絡、相談受付、面接などの場面で、本人の社会技能が低いことに気づき始めたようであった。

本人は早くから福祉的就労のようなレベルから徐々にステップアップして一般就労を目指したいと考えており、家族も次第にその必要性を理解するようになったため、精神保健福祉手帳を取得することができた。また、最初から丁寧に支援してくれた学生支援センターの担当者への信頼感が厚かったため、卒業後も一定の関係を維持してもらうことになった。

2. 関係機関と支援内容

(1) 大学学生支援センター

①卒業までの学生生活の支援と若者サポートステーション、医療機関、発達障害者支援センターの紹介

(2) 発達障害者支援センター

- ①認知・発達特性の評価
- ②本人と家族の個別相談
- ③ネットワークの調整・コーディネーション
- (3)地域障害者職業センター
 - ①職業相談と職業能力評価の実施・説明
- (4)精神科医療機関
 - ①薬物療法

Ⅲ 就労準備のためのネットワーク支援

1. 就労訓練から実習までの経過

本人は、自分が要求水準の高い職場では働けそうもないと感じており、再び抑うつ状態に陥ることを不安に感じていたため、発達障害者支援センターでは就労について時間をかけて話し合った。就労まで慎重にステップアップするために、ネットワーク支援とコーディネーター役が必要であることを説明し、まずは障害者就業・生活支援センターを紹介した。障害者就業・生活支援センターの担当者は、家族の送迎なしで通所したい、体を動かしたいという本人の意向を重視し、農業体験などを中心とする就労移行支援事業所を選定して見学に同行したところ、本人も気に入ったようで、利用を開始した。

事業所の担当者は発達障害者の支援経験が少なく、指示の与え方や作業内容の設定などに迷いを感じ始めたことから、学生支援センターと発達障害者支援センターの担当者、本人、家族を交えて定期的な会議の場をもつことになった。また、事業所では発達障害者支援センターの職員に講師を依頼し、発達障害に関する勉強会を開催した。これまでのところ、本人は就労体験を積んだうえで、障害者雇用制度を活用した就職が福祉的就労を目標にしたいと考えている。

2. 関係機関と支援内容

(1)大学学生支援センター

- ①本人との相談関係を維持し、ケース検討会議に出席

(2)発達障害者支援センター

- ①本人と家族との個別相談
- ②本人への関わり方に関する就労移行支援事業所へのコンサルテーション、研修講師

(3)地域障害者職業センター

- ①訓練内容に関する就労移行支援事業所へのコンサルテーション

(4)障害者就業・生活支援センター

- ①他の機関・サービスに関する情報提供と利用方法の説明、見学の同行
- ②就労機関のネットワークの調整
- ③実習先、就職先についての情報提供

(5)就労移行支援事業所

- ①就労準備訓練
- ②ケース検討会議の開催
- ③実習先の選定

事例⑥ 就労支援(2)

【相談時年齢】23 歳

【性別】男性

【主訴】就職したい

I 事例の概要

ことばの発達の遅れや、他の子どもたちと遊ばないことから、幼児期に療育センターに通ったが、小学校以降は特別支援教育の対象とはならず、専門機関に通った経験はない。情報処理系の専門学校を卒業したものの定職につくことができず、アルバイトも2週間程度しか続かなかった。母親が新聞で発達障害の記事を読んで本人に受診を勧め、22 歳のとき精神科病院を受診。「自閉症」の診断を受けた後、療育手帳を取得し、発達障害者支援センターに引き継がれた。

II 支援目標の絞り込みと支援体制の見直し

発達障害者支援センターにおける初回相談では、健康的な人柄で、知的能力の障害を感じさせなかったが、後に実施した知能検査ではIQ70 以下であった。本人、家族ともに一般就労を希望しており、障害保健福祉サービスの利用については実感がもてないようであったが、安定した生活リズムを保っていることは好材料であった。職業能力の判定や職業準備訓練を目的に、まずは、地域障害者職業センターへの相談を勧め、さらに知的障害者コースのある障害者職業能力開発校、就労支援に実績がある就労移行支援事業所を見学してもらった。就労移行支援事業の利用に必要な障害福祉サービスの利用申請、障害者職業能力開発校や障害者職業センター利用の際に必要なハローワークへの登録など、サービス利用に係る手続きの際、一度に多くのことを指示されると不安になりやすいことがわかり、細やかな情報提供を心がけ、このプロセスに時間をかけることとした。

その結果、自宅と発達障害者支援センターから近い就労移行支援事業所を利用することになった。担当援助者は、この事業所について、就業と生活の一体的な支援が行われており、就労が決定した後も手厚い支援が期待できること、必要に応じて障害福祉サービスの利用について相談ができることが利点であると考えていた。本人は、最長で2年間の求職活動期間を認めてくれることを聞いて、安心したようであった。また、友人ができる可能性があることも、前向きな気持ちになった一因のようであった。新しいサービスの利用手続きが苦手であることを伝え、丁寧に支援してくれるように引継ぎをした。

関係機関と支援内容

(1) 発達障害者支援センター

- ①精神科病院との連絡と日常生活の安定度の評価
- ②地域障害者職業センター、障害者能力開発校、就労以降支援事業所の紹介

(2) ハローワーク

- ①障害者に対する就労支援制度の紹介
- ②求職登録と求人情報の紹介

(3) 地域障害者職業センター

- ①就労支援制度の詳細なオリエンテーション
- ②職業能力評価や発達障害を専門とした支援方法の検討
- ③職業準備訓練